保企第〇〇〇号 令和2年12月〇日

大阪府内二次救急医療機関の長 各位

大阪府新型コロナウイルス対策本部長 大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症患者の受入にかかる臨時対応について(緊急要請)

日頃より、新型コロナウイルス感染症患者等の受入にご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、重症患者の受入病床が特にひっ迫していることから、12月3日に大阪モデルのレッドステージ(非常事態)に移行するとともに、「医療非常事態宣言」を発出し、府民に対してできる限り不要不急の外出自粛を要請しました。

しかしながら、感染状況は依然収束しておらず、受入病床について、今後病床運用率が **100**% を超える恐れもあります。

これらを踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制を確保するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項(都道府県対策本部長による協力要請)に基づき、下記のとおり、緊急要請します。

<緊急要請について>

- 要請先 二次救急医療機関
- ・要請期間 12月○日(○)から○月○日(○)
- ・要請内容 救急受入患者が抗原検査等で陽性となった際も、軽症中等症患者 の場合、貴院において入院医療を継続(2名程度まで)
 - ※ただし、軽症中等症病床運用医療機関において、病床運用率^(注) が概ね80%程度となる等、新規受入が困難となる場合に限る。

(注)病床運用率…入院患者数/実運用病床数

- ※陽性患者を受け入れた場合、以下の補助を行います。
 - ・患者受入期間に生じた一定の空床に対する補助
 - ・個人防護具や簡易病室の整備など、感染防止対策に必要となる設備等に対する補助